

# 石川県公報

平成24年4月13日

第12483号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		目 次	
石川県能登半島地震復旧・復興本部の名称の変更 (地域振興課)	1	特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	3
特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	1	特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	3
県道の区域の変更 (道路整備課)	2	基本測量終了公告 (監理課)	3
県道の供用の開始 (同)	2	<b>公安委員会</b>	
石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4

## 告 示

### 石川県告示第193号

石川県能登半島地震復旧・復興本部の設置(平成19年石川県告示第216号)の一部を次のとおり変更した。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更事項	変 更 内 容		変更年月日
名 称	変更前	石川県能登半島地震復旧・復興本部	平成24年4月1日
	変更後	石川県能登半島地震復興本部	

### 石川県告示第194号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域	日 時	場 所
輪島市のうち 町野地区	5月15日(火) (午後1時から午後3時まで)	輪島市役所 町野支所
輪島市のうち 門前地区	5月16日(水) (午前11時から午後3時まで)	輪島市役所 門前総合支所
輪島市のうち 朝市通り周辺地区	5月17日(木) (午前10時から正午まで)	お休み処よってかんげ (永井豪記念館隣)
輪島市のうち 門前地区、朝市通り周辺地区及び町野地区 を除く地区	5月17日(木) (午後1時30分から午後3時まで) 5月18日(金) (午前11時から午後3時まで)	輪島市役所
川北町全域	5月22日(火) (午後1時30分から午後3時まで)	川北町役場

## 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する検査

区 域	日 時	場 所
小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、能美市、川北町、中能登町、穴水町、能登町	5月15日(火)から12月28日(金)まで (午前9時から午後4時まで)	特定計量器の所在の場所

## 石川県告示第195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年4月13日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
宮 永 横 川 町 線	白山市福増町841番地先から	旧	6.70 ~ 9.30 149.0	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市福増町344番地先まで	新	8.00 ~ 9.10 149.0	
"	白山市福増町433番1地先から	旧	7.60 ~ 8.50 71.2	"
	白山市福増町453番1地先まで	新	7.90 ~ 9.40 71.2	
"	野々市市二日市一丁目135番地先から	旧	8.00 ~ 16.03 14.3	"
	野々市市二日市町679番地先まで	新	14.00 ~ 16.35 14.3	

## 石川県告示第196号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年4月13日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
宮 永 横 川 町 線	白山市福増町841番地先から 白山市福増町344番地先まで	平成24年4月13日	石川土木 総合事務所 維持管理課
"	白山市福増町433番1地先から 白山市福増町453番1地先まで	"	"
"	野々市市二日市一丁目135番地先から 野々市市二日市町679番地先まで	"	"

## 公 告

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する都市地域及び農業地域の一部変更

## 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年3月30日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助研究会
- 代表者の氏名  
矢口 智子
- 主たる事務所の所在地  
野々市市郷町262番地2
- 定款に記載された目的

この法人は、医療関係者および市民に対して、医師事務作業補助者の実務能力の向上、業務環境の改善、医師事務作業補助領域の開発及び普及に関する事業を行うことにより、勤務医の負担軽減等に貢献し、もって医療の質の向上に寄与することを目的とする。

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年3月30日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 サポート24
- 代表者の氏名  
森田 尚文
- 主たる事務所の所在地  
金沢市東山3丁目11番14号
- 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対し介護保険法に規定する居宅介護支援事業、居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業等を行うとともに、障害者に対し障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業として移動支援事業等を行う。これらの活動以外にも介護、移動、その他の生活全般にわたる援助を適切に行い、地域の福祉と健康の増進に努める。

## 基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(オルソ画像)作成)	平成23年9月2日から 平成24年3月31日まで	金沢市、小松市、白山市

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第48号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月13日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2（一方通行の指定）小松警察署管内の表に次のように加える。

105	国 道 8 号 (東山インター チェンジ)	小松市蓮代寺町レ10番地先から 小松市蓮代寺町ニ乙51番地 2 先まで (下り線オンランプ)	約 500 メートル	終 日	車 両	市道蓮代寺東山線から 加賀市に至る方向
-----	-----------------------------	--	---------------	-----	-----	------------------------

別表第 2（一方通行の指定）松任警察署管内の表に次のように加える。

59	主 要 地 方 道 松 任 宇 ノ 気 線	白山市五歩市町398番地 2 先から 白山市五歩市町388番地 1 先まで (南側副道)	約 190 メートル	終 日	車 両	主要地方道松任宇ノ 気線方向からJR北 陸本線に至る方向
60	主 要 地 方 道 松 任 宇 ノ 気 線	白山市五歩市町306番地 2 先から 白山市五歩市町291番地 1 先まで (北側副道)	約 210 メートル	終 日	車 両	JR北陸本線方向から 主要地方道松任宇 ノ気線に至る方向

別表第 2（一方通行の指定）小松警察署管内の表50の項を次のように改める。

50	国 道 8 号 (東山インター チェンジ)	小松市本江町オ18番地 1 先から 小松市本江町オ24番地先まで (下り線オフランプ)	約 230 メートル	終 日	車 両	金沢市方向から市道 蓮代寺東山線に至る 方向
----	-----------------------------	---	---------------	-----	-----	------------------------------

別表第 2（一方通行の指定）松任警察署管内の表57の項を次のように改める。

57	市 道 A 145 号 線	白山市相木町164番地先から 白山市相木町164番地先まで	約 160 メートル	終 日	車 両	松任駅北口交差点から ロータリーを時計 回りに廻る方向
----	---------------	----------------------------------	---------------	-----	-----	-----------------------------------

別表第 4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

436	国 道 8 号 (東山インター チェンジ)	小松市蓮代寺町ニ乙51番地 2 先 (本線下り線)	本線金沢市方向からオンランプ 東山町方向への左折	車 両	終 日	
437	国 道 8 号 (東山インター チェンジ)	小松市蓮代寺町ニ乙48番地 2 先 (下り線オンランプ)	オンランプ東山町方向から本線 金沢市方向への右折	車 両	終 日	
438	市 道 蓮 代 寺 東 山 線	小松市蓮代寺町ソ 1 番地 6 先 (東山インターチェンジ)	東山町方向から下り線オフラン プへの右折	車 両	終 日	
439	市 道 蓮 代 寺 東 山 線	小松市本江町オ39番地 3 先 (東山インターチェンジ)	蓮代寺町方向から下り線オフラ ンプへの左折	車 両	終 日	

別表第 4（指定方向外進行禁止）松任警察署管内の表に次のように加える。

428	主 要 地 方 道 松 任 宇 ノ 気 線	白山市五歩市町370番地 1 先	中新保町方向から五歩市町方向 への右折	車 両	終 日	
429	市 道 五 歩 市 番 匠 線	白山市五歩市町378番地 2 先	番匠町方向から乾町方向への左 折	車 両	終 日	

430	市道五歩市 番匠線	白山市五歩市町419番地1先	五歩市町方向から乾町方向への 右折	車両	終日
431	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市五歩市町323番地1先	乾町方向から相木町方向への左 折	車両	終日
432	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市五歩市町296番地1先 (北側副道)	相木町方向から乾町方向への右 折	車両	終日
433	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市五歩市町325番地1先	中新保町方向から相木町方向へ の右折	車両	終日

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表17の項を次のように改める。

17	市道香林坊 2丁目線4号	金沢市香林坊2丁目3番28号先	長町川岸方向から香林坊交差点 方向への右折	車両	7:30から 9:00及び 17:00から 18:30 (日曜・祝 日を除く。)
----	-----------------	-----------------	--------------------------	----	---

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

11	健民海浜 公社管理道路	金沢市赤土町力1の33番地先から 金沢市赤土町力1の1番地先まで		終日	約 280 メートル
----	----------------	-------------------------------------	--	----	---------------

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 松任警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	市道横江相川線	白山市横江町980番地先から 白山市横江町1726番地6先まで		終日	約 1,000 メートル
---	---------	------------------------------------	--	----	-----------------

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 羽咋警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	国道159号	羽咋郡宝達志水町冬野へ之部5番地1先から 羽咋郡宝達志水町宿11の部50番地2先まで		終日	約 5,400 メートル
---	--------	---	--	----	-----------------

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 珠洲警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	農道農免 珠洲線第1号	珠洲市飯田町よ部7番地2先から 珠洲市上戸町北方ほ字41番地先まで		終日	約 2,280 メートル
---	----------------	--------------------------------------	--	----	-----------------

別表第10の2 (普通自転車の歩道通行部分の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1	主要地方道 金沢田鶴浜線	金沢市広岡2丁目12番27号先から 金沢市駅西本町1丁目15番20号先まで		普通 自転車	約 700 メートル
---	-----------------	--	--	-----------	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表に次のように加える。

275	国道8号 (東山インター チェンジ)	小松市蓮代寺町レ10番地先から 小松市蓮代寺町ニ乙51番地2先まで (下り線オンランプ)	約 500 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	--------------------------	--	---------------	----------------	----	------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

169	町道子浦荻 2号線	羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1先 から 羽咋郡宝達志水町荻市又42番地2先 まで	約 600 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引を 除く。)
-----	--------------	--	---------------	----------------	----	-----------------

170	町道子浦 4 号線	羽咋郡宝達志水町子浦甲52番地 1 先 から 羽咋郡宝達志水町子浦レ123番地先 まで	約 450 メートル	毎時30キロ メー ト ル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
-----	-----------	--	---------------	------------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

186	県道城山線	七尾市藤野町イ部16番地先から 七尾市竹町ヨ部34番地先まで	約 1,200 メートル	毎時40キロ メー ト ル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	-------	-----------------------------------	-----------------	------------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 七尾市警察署管内の表85の項を次のように改める。

85	県道城山線	七尾市本府中町ヲ部 6 番地 2 先から 七尾市天神川原町ホ部 5 番地先まで (旧道部)	約 370 メートル	毎時30キロ メー ト ル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
----	-------	---	---------------	------------------	----	-------------------

別表第13 (車両通行帯) 松任警察署管内の表に次のように加える。

64	市道 A 145 号線	白山市相木町158番地 2 先 (宮永市町方向から松任駅北口交差点に至る方向)			3	約 30 メートル
65	国道 8 号	白山市乾町169番地 1 先から 白山市乾町169番地 1 先まで (金沢市方向から乾東交差点に至る方向)			5	約 40 メートル
66	国道 8 号	白山市乾町96番地先から 白山市乾町96番地先まで (小松市方向から乾東交差点に至る方向)			4	約 30 メートル

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 松任警察署管内の表に次のように加える。

22	市道 A 145 号線	白山市相木町158番地 2 先 (松任駅北口交差点)	約 30 メートル	3	終日	進路の左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は直進、2 番目の車 両通行帯は直進、3 番目の車両 通行帯は右折
23	主要地方道 松任宇ノ気線	白山市乾町157番地 1 先 (乾東交差点)	約 50 メートル	3	終日	進路の左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は直進及び左折、2 番目の車両通行帯は右折、3 番 目の車両通行帯は右折
24	国道 8 号	白山市乾町169番地 1 先から 白山市乾町169番地 1 先まで (金沢市方向から乾東交差点に 至る方向)	約 40 メートル	5	終日	道路の左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は左折、2 番目・3 番目・4 番目の車両通行帯は直 進、5 番目の車両通行帯は右折
25	国道 8 号	白山市乾町96番地先から 白山市乾町96番地先まで (小松市方向から乾東交差点に 至る方向)	約 30 メートル	4	終日	道路の左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は左折、2 番目・3 番目の車両通行帯は直進、4 番 目の車両通行帯は右折

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 松任警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	国 道 157 号	白山市乾町153番地 1 先から 白山市乾町152番地 2 先まで (白山市鶴来方向から乾東交差点に至る方向)	約 50 メートル	3	終日	道路の左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は左折・直進、2 番 目・3 番目の車両通行帯は右折
----	-----------	---	--------------	---	----	--

別表第18 (駐車禁止) 七尾警察署管内の表 7 の項を次のように改める。

7	県 道 城 山 線	七尾市本府中町ヲ部 6 番地 2 先から 七尾市天神川原町水部 5 番地先まで (旧道部)	約 370 メートル	終 日	車 両
---	-----------	---	---------------	-----	-----

別表第20 (停止禁止部分の指定) 松任警察署管内の表に次のように加える。

9	市 道 A 145 号 線	白山市相木町164番地先	終 日	車 両
10	市 道 松 任 あ さ ひ 線	白山市中新保町71番地 1 先	終 日	車 両

別表第 2 (一方通行の指定) 松任警察署管内の表42の項を次のように改める。

42	削	除
----	---	---

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 小松警察署管内の表27、77、83の項を次のように改める。

27	削	除
77	削	除
83	削	除

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 松任警察署管内の表286、287、402の項を次のように改める。

286	削	除
287	削	除
402	削	除

